

茨城県立農業大学校管理運営細則

(趣旨)

第1条 茨城県立農業大学校(以下「大学校」という。)の管理運営は、条例に定めるもののほか、茨城県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則(以下「規則」という。)第29条に基づき、この細則の定めるところによる。

(会議)

第2条 大学校の管理運営をするため次の会議をおく。

- (1) 校部長会議
- (2) 科長会議
- (3) 部職員会議
- (4) 教務会議
- (5) 専門委員会

2 会議の構成及び協議事項は次表のとおりとする。

会議名	構成員	協議事項
校部長会議	学校長 副校長 部長	1 大学校管理運営の総括に関すること。 2 教育方針、体系に関すること。 3 卒業判定に関すること。 4 その他必要な事項に関すること。
科長会議	課長 科長	1 大学校の管理運営に関すること。 2 教育事務及び教務運営に関すること。 3 その他必要な事項に関すること。
部職員会議	部職員	1 部の業務に関すること。 2 その他必要な事項に関すること。
教務会議	教務職員	1 教育事務及び教務運営に関すること。 2 授業の編成、実施及び評価に関すること。 3 学生の教育指導及び生活指導に関すること。 4 その他必要な事項に関すること。
専門委員会	学校長が任命した者	法令、企画運営等で専門的事項に関すること。

(入学試験業務)

第3条 入学試験の業務は次によるものとする。

- (1) 入学願書等の受理は庶務部とし、受理簿の様式は様式第1号によるものとする。
- (2) 合格通知の様式は様式第2号によるものとする。

2 入学試験の管理、運営に係る会議及び審議、調整事項は次表のとおりとする。

会議名	構成員	審議・調整事項
入試委員会	学校長 副校長 部長	1 学生募集に関すること。 2 条例第4条第2項の認定に関すること。 3 入学試験問題に関すること。 4 その他入学試験に必要な事項に関すること。
判定委員会	学校長 副校長 部長 科長 農場主任	入学試験受験者の合否判定に関すること。
事務局会議	学校長が任命した者	入学試験の事務に関すること。

(委任)

第4条 この細則で定めるもののほか、必要な事項は学校長が別に定める。

付 則

この細則は、平成2年4月1日から施行する。

この細則は、平成14年4月1日から施行する

この細則は、平成21年4月1日から施行する。